「国立健康危機管理研究機構契約監視委員会」の審議概要について

【問い合わせ先】
国立健康危機管理研究機構
内部統制・監査室（契約監視委員会事務局）
電話　０３－５２７３－５２７３

令和８年度第１回国立健康危機管理研究機構契約監視委員会を、令和８年７月２８日（火）に開催しましたので、その審議概要について公表します。

監事、外部有識者、内部統制・監査部長、で構成する「契約監視委員会」において、審議対象契約について点検・見直しの審議を行った。

令和８年度　第１回国立健康危機管理研究機構契約監視委員会（概要）

開催日及び場所	令和８年７月２８日（火）国際医療協力研修センター棟４階セミナールーム３・４
委員（敬称略）	白羽　龍三　（委員長・監事） 中崎　　尚　（監事） 石井　孝宜　（外部委員） 谷垣　岳人　（外部委員） 本橋　徳郎　（内部統制・監査部長）
審議対象	以下の（１）～（３）について、令和７年１０月１日～令和８年３月３１日迄（以下「対象期間」という。）に契約を締結した案件を審議対象とした。 （１）対象期間の調達において競争性のない随意契約であったもの　【８２件】 （２）対象期間の調達において一者応札・応募であったもの　【５９件】 上記５９件のうち連続で一者応札・応募であったもの　【２４件】 （３）一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が１００％であったもの、又は締結した契約の落札率が１００％となったもの　【１１６件】
審議概要	１．委員会の進め方等について 事務局より、本審議の進め方について、以下によって進める説明を行い、了承を得た。 （１）　令和７年４月１日付で「国立国際医療研究センター」と「国立感染症研究所」の２つの組織が統合して「国立健康危機管理研究機構」となり、調達部門が７部門へ分かれたことを受け、７部門を「旧国立国際医療研究センター」と「旧国立感染症研究所」の二つに分けて、それぞれのグループより審議案件の概要説明を行う。 （２）委員からの意見・質問に対する担当部署からの回答を踏まえ審議

	２．審議内容及び審議結果 （１）対象期間の調達において競争性のない随意契約 上記について説明を受け審議した案件は、以下のとおりであった。 ・リース継続案件であり、競争にそぐわないもの　３件 ・業務の継続性があり、競争にそぐわないもの　１０件 ・システム改修等であり、競争にそぐわないもの　２７件 ・契約の相手方が一者に定められているもの　１９件 ・変更契約であり競争にそぐわないもの　１件 ・目的達成の為に特定の者からでなければ調達できないもの　１件 ・緊急の必要により競争に付することができないもの　１件 ・競争に付することが不利と認められるもの　１１件 ・公の秩序又は公共の安全等の維持等により、 機構の行為を秘密・非公開にする必要があるもの　７件 ・運搬又は保管させるため随意契約とせざるを得ないもの　０件 ・外国での契約であるため随意契約とせざるを得ないもの　２件 以上について、審議の結果、随意契約としたことについては合理的な理由が認められるとの結果となった。 （２）対象期間の調達において一者応札・応募であったもの　【５９件】 上記５９件のうち、連続で一者応札・応募になったもの　【２４件】 一者応札・応募については、一者でも多くの業者が応札・応募しやすい仕様内容や入札スケジュールとなるよう全体的な見直しを図ること。医療機器等の物品調達においては、入札プロセスを新たな視点で点検し、競争を阻害する要因の解析に努め、具体的な対応策を示すこと。 （３）一般競争契約等の案件のうち、対象期間の契約において落札率が１００％であったもの、又は締結した契約の落札率が１００％となったもの 【１１６件】 結果的に落札率が１００％となった調達においても、競争性が働いた上での落札率１００％である場合は妥当性を認める。競争性が働くよう引き続き様々な対策を講じ、前向きな取り組みの継続に努めること。 以上